

## 委員からお求めのあった資料

# 障害年金の税制上の考え方について

- ・ 年金給付として支給を受けた金銭（拠出制の老齢基礎年金を除く）を標準として、租税その他の公課を課することはできないこととされている。これも本制度の年金給付が国の社会保障制度の一環として実施されている以上、いわば当然に認められた非課税措置である。

（出典）小山進次郎「国民年金法の解説」（昭和35年（昭和34年初版））

- ・ 本法の給付は、真に受給権者の生活安定の資にされなければならない、支給を受けた金銭が租税などの課税対象となると、給付の意義の一半を失うことになる。そこで、本条は、原則としてこれを非課税としている。

（略）ただし書きで、老齢年金（老齢福祉年金を除く）および通算老齢年金は非課税対象から除外され、課税の対象となる。

（略）一種の貯蓄的性格が強いことと、本法の規定により被保険者として納付した保険料は、所得税法七四条の規定により、社会保険料控除として、所得税の算出の基礎となる総所得金額から控除され、すでに課税上の恩典を受けていることによるものであると説明されている（略）

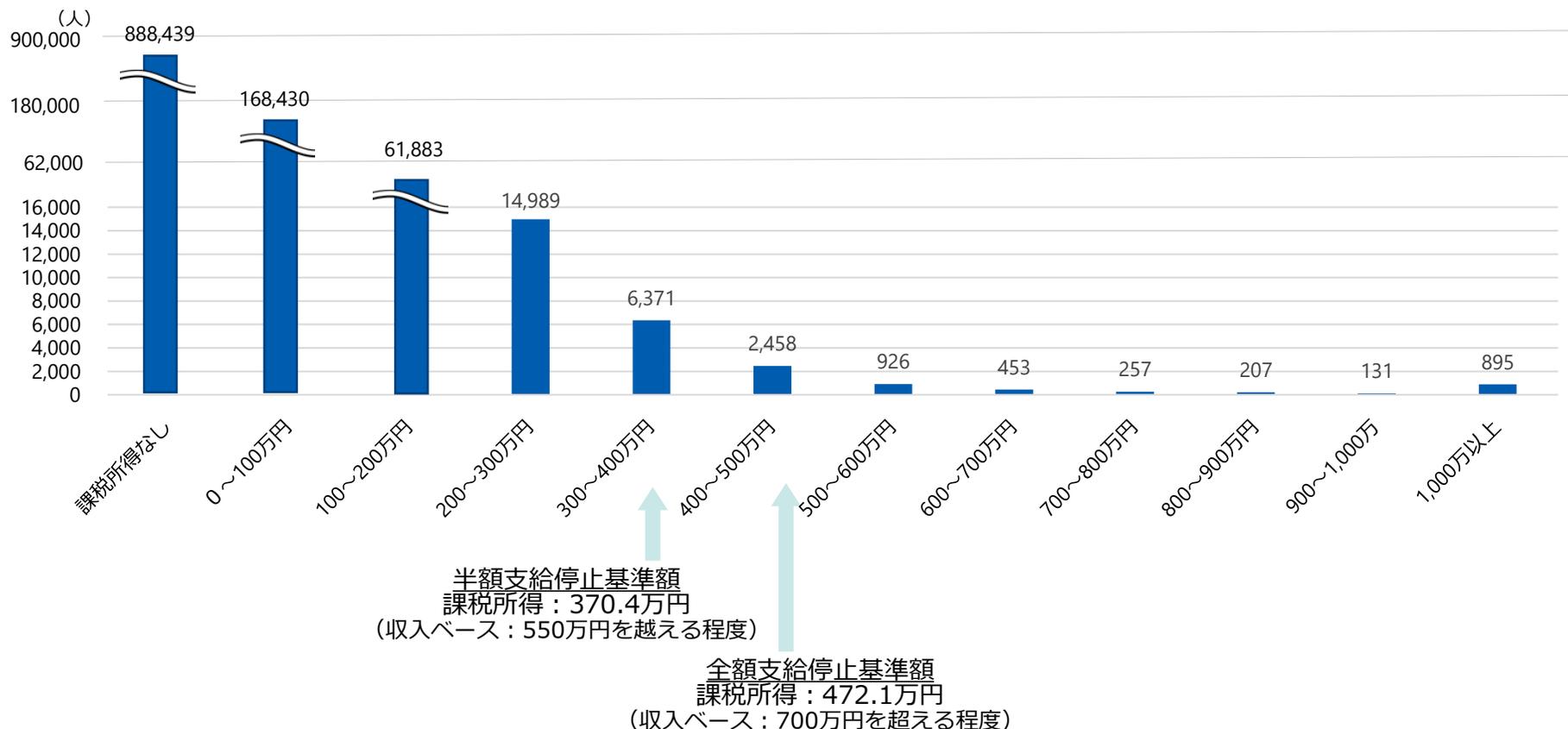
（出典）有泉亨・中野徹雄「国民年金法〔全訂社会保障関係法2〕」（昭和58年（昭和28年初版））

- ・ 租税その他の公課（公租公課）は、給付として支給を受けた金銭を標準として、課すことができない。ただし、老齢年金には公租公課を課すことができる。（略）公的年金に公租公課を課さないとした理由について、国年法の企画立案作業の責任者であった小山進次郎は、次のように述べている。「年金給付が国の社会保障制度の一環として実施されている以上、いわば当然に認められた非課税措置である。」なぜ当然なのかは説明されていないが、確かに我が国の社会保障給付のほぼすべては公租公課が禁止されている。おそらくは、社会保障給付に公租公課を課すと、給付を行った意味が減殺されるからであろう。

（出典）堀勝洋「年金保険法（第5版）」（令和4年）

# 20歳前障害基礎年金受給権者の所得分布（令和5年度所得）

- 令和5年8月末時点における20歳前障害基礎年金受給権者（約114.5万人）のうち、約88.8万人（約8割）は課税所得がない。
- 課税所得が上がるにつれて、20歳前障害基礎年金受給権者は逡減している。



(出所) 日本年金機構調べ

(※1) 表の所得については、令和5年8月末時点で、現に障害基礎年金の支給を受けている者、所得により全額支給停止されている者を対象としている。

(※2) 全額支給停止基準額・半額停止基準額の「収入ベース」については、被用者の1人世帯の者の課税所得から、基礎控除・給与所得控除・社会保険料控除・障害者控除を考慮して概算で算出した参考の金額。